

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2565号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

梅雨の風物詩



写真キャプション

山々の新緑が深まればいよいよ入梅の季節。梅雨前線が灰色の空に居坐って、列島に雨を降らせる。しかし憂鬱な長雨は、秋には豊かな実りとなる。“雨ふりお月さん雲のかげ”と唄う五月間の夜に、五月雨の声を聞く。

もくじ

- 活 動
- 政 策
- 情 報
- フ ォ ー ラ ム
- 随 想
- 情 報

- 山本全国町村会長が意見陳述「自民党歳出改革プロジェクトチーム」(2)
- 公営公庫廃止後の資金調達の仕事みで要請「地方六団体」(5)
- 食育の推進に向けて…内閣府食育推進室 参事官補佐 金子昇一…(7)
- 新任都道府県町村会長の略歴(山梨県)…(9)
- 高度情報化利用状況と今後の方向について「北海道長沼町」(10)
- 地球温暖化を憂う小さな自治体の挑戦…宮城県加美町長 星 明朝…(14)
- 政策リーダー…(15)

合併前の自治体。知人である一人の職員が、自らの20代後半から30代にかけて、将来を見据えて私塾を続けてきた。参加者は、当然に彼より若い。今、幹部である彼はこう述べる。自分が仕えてきた20人以上の課長たちにはほとんど学ぶものがない。管理職になると何が起きても前へ出ようというしない。ここで「前」とは、窓口カウンターや交渉・事件・事故の現場である。彼は、係長以下の職員に助言した。「上をあとにするな。トラブルでは前面に出る。ただし、課長以上の管理職には、自分が行う仕事の手順や結果見通しを示して説得しておけ」。

閑話休題

人づくり、体制づくり、合併後の検証

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

に合併をしたことを無意識に反映している。「暫定」庁舎づくりがわかる。この市役所案内会議のことを合併以来指摘した人は誰もいなかったという市長の顔は、合併直後においしたときよりも険しかった。

合併には、本来、人づくりも含めた長期戦略が要った。今から人づくりでは時遅しの感もあるが、財政危機はまず人づくり予算の削減に向かう。人づくりが遅れたり、本庁舎の位置も落ちつかない自治体は頭脳的政策プレーができるだろうか。

この市の近くでは、片手の指を超える数の町村から合併により別の新市も誕生した。新市役所を探して走るが、国道、県道にも市役所の案内標識がない。やっとたどり着いた庁舎前に初めて案内を見たが、1枚の大型標識の上から4番目に書いてある。将来の本庁舎の所在地を決めず

自民党歳出改革プロジェクトチーム担当会議

山本全国町村会長が意見陳述

～ 町村の果たす役割の重要性を強調 ～



意見を述べる山本全国町村会長

山本全国町村会長発言要旨

財源不足と交付税改革

いま財源が不足しているという
が、一体何の金が不足している
というのか分からない。また、どう
いう理由で財源不足が生じたのか
という理由が示されない。

一方で景気は良くなり税収は上
がると言われている。地方によく
分かるような説明をお願いしたい。

また、交付税を削減するという
が、一気に削減すると我々のよう
な小さな町村は動けなくなる。削

自由民主党政務調査会に設置されている「歳出改革に関するプロジェクトチーム」の「地方財政分野担当会議」（主査・今井宏政務調査会副会長）は、6月13日自民党本部で会合を開き、地方六団体から地方財政についてヒアリングを行った。本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）が出席し、意見を述べた。山本会長は地方交付税が削減されれば小さな町村は動けなくなることや、食料や水の供給など町村が果たしている役割の重要性、町村の繁栄が国全体の繁栄に繋がることなどを訴えた。

山本会長の発言要旨と麻生渡全国知事会会長の発言要旨は次のとおり。

減の中身もよく分からない。机上で考えていることを実施しようとしているのではないかと思うがそれは非現実的だ。

人口と面積による新型交付税について、地方の実態は千差万別だ。大きい所もあれば小さな所もある。これに一律の基準を当てはめようとするのは難しいと思う。

今の地方交付税は法的に配分比率が決まっているが、これは妥当ではないと思う。見直す時期に来ている。この機会に根本的に見直すべきである。このため、我々は地方共有税というものを提案している。

プライマリーバランスについて

歳出・歳入のプライマリーバランスということが言われているが、町村でこのバランスを取るのには非常に難しい。

結婚祝い金や敬老祝い金などを批判されることがある。この結婚祝い金は少子化対策だ。結婚して子供をたくさん産んでもらうことを願うからこそ支給する。

また敬老祝い金は、歳をとっても安心、安住できることを住民の皆さんに理解してもらおうと同時に、敬老意識を高めてもらうため

活 動

支給するもの。こついうことは大事なことだ。

我々はこれまでも少子化対策に取り組んできたが、国は今頃になってやろうとしている。

企業はプライマリーバランスが達成できなければ生き残ることはできない。

しかし、地方自治体、特に町村は、住民の皆さんへの福祉を十分に行うことが必要である。

国全体としてプライマリーバランスを議論するのは分かるが、小さな町村にまでこれを求めるのは難しいのではないかと思う。

町村の果たす役割

地方にはそれぞれ役割分担がある。町村は食料を作っている。山を守ることによってCO₂の吸収にも貢献し、良い水をたくさん作っている。社会にとって必要なものを町村で作っている。

「田舎に住みたくなければ都会に移れば良い、残った地域は市場原理に委ねれば良い」ということを言う人もいる。残念なことだと思つが、もし、人が住まなくなり、災害が起こったら誰が復旧するのか、そのまま放置するのか、そんなゆとりのある国土ではないのではないか。ある離島で外国の人が

上陸して自分の島だと言っているが、誰かが手を着けていけばあのようなことは起こらなかつたのではないか。

山奥に人が住んでいるというところは、その地域を守ると同時に役割分担を發揮しながら、そこが栄えることによって日本全体が栄えていくことになる。

昔は、たくさん子供を産んで、都市に人を送り、そのお陰で都市は栄えていった。

しかし、今はそれができない。町村はなくなってしまうおそれがある。

過疎地域が栄えれば国全体が栄えるという原則を守って頂くようお願いする。

一層の歳出削減を求める発言に
対して、公立病院の実態など、

自分は全国で初めて町立病院をやめた。公立病院は制度が悪い。その制度を作ったのは国だ。給与も年功序列で、どんどん上がっていき、こんなことをやっていてはとも成り立たないと思ひ、1年間かけて話し合い、廃止に持ち込んだ。

このように仕組みが悪いものがたくさんある。基礎自治体になれと言われるが、そうならないよう

な仕組みになっている。

基礎自治体になる場合、一般財源がどれくらい必要かと言えば、60%以上あれば何とかやっていけるだろう。しかし実態はそうではない。60%を超えるところもいくつかあるがほとんどが低い。

基礎自治体としてやっていきたいと思ひいろいろお願いするのは、仕組みを国が作っているからだ。地方と国を並べて、地方も国も悪いというが、仕組みを国が作っており、権限も国が握っている。だから地方分権を求めている。そのあたりをよく理解してもらいたい。

麻生全国知事会会長発言要旨

昨年の暮れに三位一体の第一弾の改革は決着したが一層の分権改革を願う。分権改革に終わりはないということまで一致しているが、その後の展望が開かれていない。そのような状況の中、このたび12年ぶりとなる意見提出を内閣と国会に對し行つた。

歳出・歳入一体改革の問題について

我々が分からないのは、15兆とか17兆とかという数字は、どのように計算されたものなのか。そして削減というが、どの数字から削

減するのか、それは合理的な前提となる数字なのかということが極めて不明確。プライマリーバランスとだけ言われている。前提となる数字と、どこから削減するのかを明確にしてもらわないと、できるかできないか答えようがない。

地方の歳出を減らせと言つが、我々の歳出の70%は国の法令によつて義務付けられたものや、基準があつてやっているもの。典型的なものには社会保障費。介護や医療の地方負担は何%と決まっており、地方の自由度がないものが大半。交付税を減らすというが、社会保障や教育などの制度改革をどうするのかを決めないで、地方で減らすということはできない。国と地方が一体となつて削減努力をしなければならぬ。

地方はいい加減なことをしているとされているが、全く反対であり一生懸命にやっている。

例えば、市町村合併では、3232あったものが1820と1412減つた。一番数が減つたのは市町村議会議員であり、首長や三役の数も含めると二万一千人も減つた。また、職員給料も高いと言われているが、人事委員会の勧告を上回る数字の削減を行っている。人件費について地方はもっと削

れるのではないかという議論が盛んであるが、これまでも地方は人員削減をやってきた。なぜ、やるかと言えば、人を減らし少しでも自由になるお金を増やして、独自の行政を展開しなければならぬからだ。国も地方とバランスを取ってやってもらいたい。

我々が努力して削減した分を召し上げて、交付税を減らすというのは、やる理由や意欲がなくなる。

提出資料

真の地方分権改革の推進について

平成18年6月13日 地方六団体

1 さらなる「国から地方へ」の改革の推進について

「国から地方へ」の改革に終わりはなく、平成19年度以降もさらなる地方分権改革を行う必要がある。

政府・与党におかれては、地方の意見を十分聴きながら、改革の流れが止まることのないよう、真の地方分権改革の実現に向けて取り組まれない。

2 地方分権の推進に関する意見書について

地方六団体は、分権型社会のビジョンとして7つの提言をまとめ、これを地方自治法に基づき、6月7日に内閣と国会に対し意見書として提出した。

意見書の主な柱は、次のとおり。

(1) 地方分権の理念を国民・国会と

地方単独事業についてはぜひぐんと減らしてきたが、その他の分についてはも大いに減らせるのではないかと議論もあるが、これは非常に問題だ。単独事業は自主行政をやっていくための非常に重要なお金である。これを減らすと地方自治は成り立たなくなる。この点を是非理解願いたい。

公営企業金融公庫改革について

広く共有する「新地方分権推進法」を制定すること。

(2) 「国と地方の協議の場」の法定化により、「(仮)地方行財政会議」を設置すること。

(3) 地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とし、地方税の充実強化により地方の自立を図ること。

(4) 地方交付税が、地方の固有財源であることを明確にするため、「地方共有税」とすること。

(5) 地方の改革案を実現し、国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)すること。

以上のような改革は、一体的に行わないと真の地方分権改革は達成できない。改革をパッケージとして実施すべきである。

3 歳出・歳入一体改革について

地方の歳出の大半は、国が法令等によりその実施を義務付けたり、配置基準を設定しているもの、あるいは国庫補助負担金に伴い支出するも

公営企業金融公庫を廃止した後、我々の提案では、地方共同法人をつくり、地方の自主的な判断、協力のもとにやっていくことを提案している。これしか方法がないと思っっている。

その場合、非常に大切なのは、市町村には(資金調達能力の)弱い所がある。これまで、上・下水道など長期にわたる生活社会資本などの整備を行ってきた。これ

が、公庫廃止後は、高い調達コストとなり上手く行かなくなる。その結果、下水道料金などを上げなくてははいけなくなる。

このため、公庫では皆々トリスに備え、引当金を積んできた。これは本来地方のお金なので、是非共同法人に引き継がせて頂きたい。これを基に社会資本などの整備を行いたいのでは非「ご理解とご支援を願いたい。

のである。さらなる歳出削減を進める場合は、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止、国と地方の二重行政の排除などを推進し、国・地方が一体となって削減努力を行っていくべきである。

これまでも地方は、国を上回るペースで大幅な歳出削減を行ってきた。引き続き、今後も行財政改革に不転の決意で取り組んでいく覚悟である。

人件費についても、今後も国の目標を上回る定数削減を行っていくほか、給与構造改革などに取り組んでいく。人件費の削減は、国と地方のバランスを取りながら進めていくべきである。

地方単独事業は、国の関与を受けず、地方自らの創意工夫により行うもので、「地方自治」そのものである。これが削減されれば、地方は国の下請け機関になってしまう、地方分権改革の流れに逆行するものである。

中央と地方の格差は益々広がっている。地方が再生しなければ、日本全体の立て直しは実現しない。地方を元気にするためには、地方単独事業の確保が不可欠である。

人件費の削減など地方の行財政改革による成果は、地方交付税の削減という形で国の財政再建に利用するのではなく、それぞれの地方力を活かした地域再生のために使えるようにすべきである。

4 公営企業金融公庫改革について

公営企業金融公庫の廃止後については、「国から地方へ」の流れに沿って、地方自らが主体となる全国ベースの共同法人を設立し、個々の地方団体の資金調達の補完を自律的に行っていくべき。

そのためにも、地方の利払いを原資とした引当金や地方が拠出した基金は、まさに「地方の共有財産」であり、地方が設立する法人に引き継ぐべきである。

必要である。

我々地方六団体は、昨年11月末の政策金融改革に係る「自由民主党政策金融機関改革に関する合同部会」や、「経済財政諮問会議決定」及び「政府・与党合意」にもあるように、個々の地方団体の資金調達の補完を自律的に行うため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立することを提案しているところである。この法人が市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達を行うためには、現公庫の有する地方の利払いを原資とした引当金及び地方が拠出した基金全額を承継することが不可欠である。

中馬大臣におかれては、日頃から、我々の状況をご理解いただいているところであり、是非地方案に沿った地方共同法人の設置について、新たな法的枠組みの整備を行っていただきたい。

竹中総務大臣への申し入れ

公営企業金融公庫廃止後の地方自治体の資金調達の仕組みについて(申し入れ)

去る5月26日に成立した「行政改革推進法」により、公営企業金融公庫は、平成20年度において廃

止して新しい仕組みへ移行することとし、また、移行後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとしている。

この公庫の廃止後の仕組みについては、「国から地方へ」の流れに沿って、国の機関による仕組みから、地方自らが主体となって資金調達を行う仕組みにすることが必要である。

我々地方六団体は、昨年11月末の政策金融改革に係る「自由民主党政策金融機関改革に関する合同部会」や、「経済財政諮問会議決定」及び「政府・与党合意」にもあるように、個々の地方団体の資金調達の補完を自律的に行うため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立することを提案しているところである。この法人が市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達を行うためには、現公庫の有する地方の利払いを原資とした引当金及び地方が拠出した基金全額を承継することが不可欠である。

一方、地方分権21世紀ビジョン懇談会などにおいては、公庫廃止後の経過措置の業務を行う承継法人を設け、この法人に公庫が保有する既往の資産・負債をすべて承

継し、資産・負債の管理を実施するとする議論がなされているよう

である。しかしながら、これは依然として国の関与を存置するものであり、また、引当金や基金が、地方の資金調達のために活用できないなど、地方案に沿ったものとなっていない。我々はこのよう

方向で検討が進むことを大変憂慮している。

大臣におかれては、常日頃、地方の意見を聞いて進めると言われ、是非地方案に沿った地方共同法人の設置について英断され、そのための新たな法的枠組みの整備を行っていただきたい。

参考

政策金融改革における公営企業金融公庫の改革について

「政策金融機関改革について」

(平成17年11月28日自由民主党政策金融機関改革に関する合同部会)

2、分野別各論

(3) 公営企業金融公庫分野

地方自治体の共同債券発行機能であることから、政策金融の外に出し、地方自治体が共同して機能を担うべき。共同債券発行機能を十分に果たすため、必要な財務基盤を確保する等の移行措置を講じる。

3、新組織のあり方
(1) 政策金融から撤退するもの
現行公営企業金融公庫
・廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

「政策金融改革について」

(平成17年11月29日政府・与党合意)

政府・与党は、「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議決定)に加え、以下の4項目を合意する。

「政策金融改革の基本方針」
(平成17年11月29日経済財政諮問会議決定)

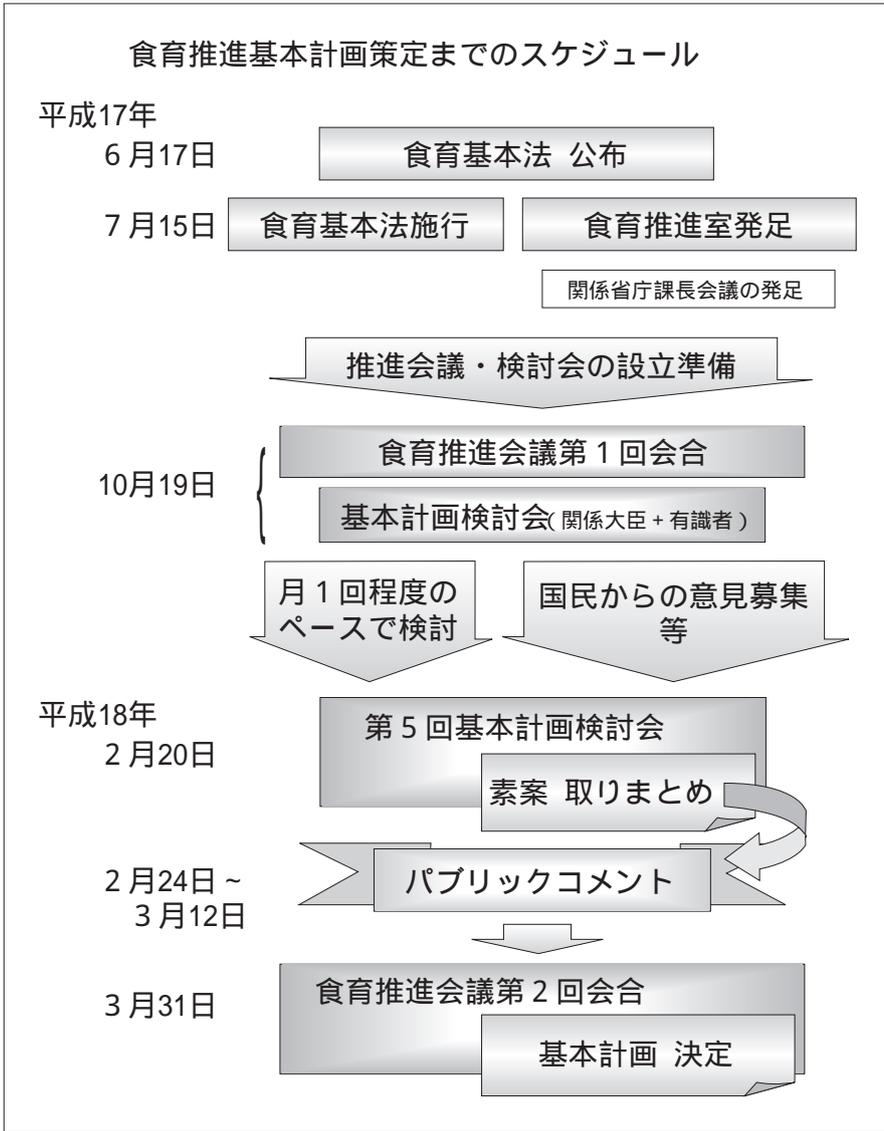
2、政策金融の各機能の分類

地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

3、公営企業金融公庫については、必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。

政 策

(資料 1)



食育の推進に向けて

〔食育推進基本計画について〕

内閣府食育推進室 参事官補佐

金子 昇

●食育基本法制定の経緯

平成17年6月10日、第162回国会で食育基本法(以下「基本法」という)が成立し、同年7月15日から施行された。

基本法は議員立法により制定されたものであるが、その目的は国民が生涯にわたって健全な心身

を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにある。基本法の中では「食育」について明確な定義規定を設けていないが、その前文において、これを生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができると示している。

また、食育基本法が制定された背景は、近年、国民の食をめぐる諸問題の顕在化にあるが、基本法の前文では以下のような点が指摘されている。

- ・「食」を大切にする心の欠如
 - ・栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
 - ・肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加
 - ・過度の痩身志向
 - ・「食」の安全上の問題の発生
 - ・「食」の海外への依存
 - ・伝統ある食文化の喪失
- これらの問題については、社会全体の問題として取り組んでいく必要があるが、これらに対する抜本的な対策として、国民運動として食育を強力に推進するべく基本法が

(資料2)

食育推進基本計画のポイント

- ▶ **はじめに**
計画期間は平成18年度から22年度までの5年間
- ▶ **第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針**
 - 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
 - 2 食に関する感謝の念と理解
 - 3 食育推進運動の展開
 - 4 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
 - 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
 - 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
 - 7 食品の安全性の確保等における食育の役割
- ▶ **第2 食育の推進の目標に関する事項**
 - 1 食育に関心を持っている国民の割合(70% 90%)
 - 2 朝食を欠食する国民の割合(子ども4% 0%、20代男性30% 15%、その他)
 - 3 学校給食における地場産物を使用する割合(21% 30%)
 - 4 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
 - 5 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合(80%)
 - 6 食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
 - 7 教育ファームの取組がなされている市町村の割合(42% 60%)
 - 8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
 - 9 推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県100%、市町村50%)
- ▶ **第3 食育の総合的な促進に関する事項**
 - 1 家庭における食育の推進
 - 2 学校、保育所等における食育の推進
 - 3 地域における食生活の改善のための取組の推進
 - 4 食育推進運動の展開(食育月間(毎年6月)、食育の日(毎月19日))
 - 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ▶ **第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**
都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

制定されたものである。

●食育推進基本計画の策定

基本法においては、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、内閣府に食育推進会議(会長…内閣総理大臣)を置いて、食育推進基本計画(以下「基本計画」という)を作成することとされており、平成17年10

月に開催された第1回食育推進会議において、平成18年3月末を目途に基本計画を作成することが決定された。

これを受けて、平成17年10月から平成18年2月までの5回にわたり、食育推進基本計画検討会で鋭意議論を進め、平成18年3月31日に開催された第2回食育推進会議において基本計画が決定されたところである(資料1)。

●食育推進基本計画の概要

基本計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の基本となるものとして作成された。内容としては子どもの朝食欠食をゼロ・パーセントとするなど

9項目の目標値を掲げたこと、毎年6月の食育月間や毎月19日を食育の日と定めたことなどが特徴となっている。今後は、基本計画に基づき、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、その総力を結集して食育を国民運動として強力に展開することにより、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指していくこととしている(資料2)。

●食育月間について

基本法第22条第1項において、「重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定」が求められていることを踏まえ、基本計画において毎年6月が食育月間と定められた。

平成18年度の食育月間においては、「みんなで毎日朝ごはん」をキャッチフレーズと定め、これを活用しつつ、子どもへの食育、基本法や基本計画などの普及啓発を重点事項として、関係府省、都道府県、関係団体等が協力しながら食育推進運動を展開している。

また、具体的な取組としては、食育推進全国大会の開催のほか、各地域でのイベントなどの開催、

情 報

各種広報媒体の活用、教育など日常的な活動の場の活用を行っているところであり、これらを通じて、食育に対する国民の関心と理解を深めていくこととしている。

●第1回食育推進全国大会の開催について

6月24日(土)には、食育月間を代表する全国的なイベントとして、内閣府と大阪府が主催して、大阪府のアジア太平洋トレードセンター(大阪市住之江区)において、第1回食育推進全国大会が開

新任都道府県町村会長の略歴

山梨県町村会は平成18年5月11日の町村長会議で次のとおり会長を選出した。

(6月1日就任)

山梨県町村会長

南都留郡富士河口湖町長

小佐野 常夫

昭和15年10月20日生



催された。

会場は、セミナー会場と展示・体験会場で構成され、食育をテーマとしたシンポジウムや基調講演などを行うほか、国、地方公共団体、関係団体などによる、食に関する多彩な展示や体験の場が用意された。なお、基本計画において、毎年度開催地を移しながら全国大会を開催することとされており、平成19年度以降も別の地域で引き続き開催することを予定している。

【住所】山梨県南都留郡富士河口湖町船津3499番地2

【町長に当選するまでの経歴】昭和63年河口湖町長 平成15年富士河口湖町長

【町長としての当選回数】5回

【町村会関係の経歴】平成4年南都留郡町村会長 17年県町村会副会長

【主な業績】「五感文化構想」による体験型主体施設整備 ハーフ館、野外音楽堂(ステラシアター)、袖伝

統一芸館 環境マネジメントシステムISO14001認証取得 公

共建築協会・公共建築賞国土交通大臣賞 国土交通省観光リスマ百選

選定

【趣味】読書・ウォーキング

【家族】妻・子

東京財団 主催 2007年度 市区町村職員 国内外研修プログラム 参加者募集

東京財団では、市区町村の中堅職員を対象とした国内外での研修プログラムを実施しております。2007年度(第4期)の公募を開始するにあたり、本プログラムの応募要項を以下のとおりご案内いたします。多くの方々の積極的な応募をお待ちしております。

1 目的

地方行政の重要性が高まるなか、市区町村の職員に対し研修を提供することにより、分権型社会にふさわしい人材の育成に貢献することを目的としています。

2 研修先・内容

早稲田大学およびポर्टランド州立大学(米国オレゴン州)において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

3 実施期間

2007年4月(9月の約5ヶ月間(東京16週、ポर्टランド7週) *12月に開催される総括研修2日間)にも参加いただけます。また、米国研修中はフルタイムで職場を離れられることが参加の条件となります。

4 応募資格

原則として45歳以下の正規職員。このプログラムの趣旨を十分理解し、他の参加者とともに研鑽を積み、その成果を将来地元自治体の発展に活かそうという意欲のある者。所属する自治体の長および直属の上

司からの推薦がある者。ほか

*英語の能力は問いません。米国研修

の基本的な部分には全て日本語の通訳をつけ、教材も日本語で用意します。是非ご応募ください。

5 募集定員 15名

6 費用負担

・東京財団負担分 早稲田大学、ポर्टランド州立大学での入学金、授業料、その他受講関係費、ポर्टランドにおける滞在費(宿泊費、食費)、東京(ポर्टランド往復航空運賃(エコノミークラス)、東京、成田間の往復成田エクスプレス運賃、海外旅行傷害保険料

・参加者(あるいは自治体)負担分 早稲田大学での研修期間(2007年4月初旬(7月下旬)および総括研修期間(2007年12月中旬)の東京での滞在費(35万円を上限とする補助制度あり)、地元から東京までの往復交通費、東京での移動交通費、食費

その他、上記経費(1)に含まれない経費(パスポート手数料、書籍代、通信費等)

7 公募・審査日程

応募締切: 2006年9月30日 書類審査: 2006年10月 面接審査: 2006年11月 結果通知(内定): 2006年11月 資料請求先 東京財団 奨学事業部 港区赤坂1-2-2

日本財団ビル3階 電話: 03-6229-5503 e-mail: scholarship@kfd.or.jp URL: http://www.kfd.or.jp/division/fellowship/activity/006.html

現地レポート・電子自治体の構築へ向けて・

高度情報化利用状況と今後の方向について

北海道 長沼町

まおいネットの構築

長沼町は、北海道の中央、石狩平野の南東部に位置しており、札幌市と新千歳空港のどちらからもほぼ30キロメートルという、比較的地の利に恵まれた町です。面積は約168平方キロメートル、人口は1万2千人余り、世帯数は約4800で、その約3分の1の世帯が農業を生計の手段としており、農業が主要産業となっております。当町では、平成13年から15年にかけて町内情報ネットワーク網「まおいネット」の構築を行いました。「まおいネット」とは、公共機関、町民宅などを光ファイバと無線LANで結ぶ高速情報ネットワークの名称で、町内全域をカバーしています。

「まおいネット」は、役場と公共施設の間を結ぶ行政系と、町民宅・事業所等を結ぶ町民系の二系統に物理的に分離しています。いずれも幹線は光ファイバで結び、支線については町中心部は光ファイバ（FTTH）により最大10



0メガビット毎秒、郊外では無線LAN（FWA）により、最大3メガビット毎秒のプロードバンド環境を実現しています。

なお、インターネットなどへの接続サービスについては、回線をIRU（破棄できない長期安定的契約）により電気通信事業者に貸し出しており、事業者が専門的なノウハウを生かして効率的な運営を行っています。【図・1】

平成16年度の取り組み

当町における住基カードの独自利用の取り組みは、平成16年度の

フォーラム

(財)地方自治情報センターが実施する「住民基本台帳カードパイロット団体等支援事業」による助成金の交付を受けて、町がこれまで町民の方々に交付していた各種カードや券を統合する形でスタートしました。具体的には、図書館利用カード、パークゴルフ場シ-

ズン利用券、健康づくり推進事業助成券の3種類を住基カードで利用していくというものです。実証実験の内容は、独自利用メニューとして、「健康づくり推進事業助成券」「図書館利用者カード」の二つの機能を住民基本台帳カードの独自領域に記録し、統一

機能カードとして活用するということでした。システム構成としては、役場情報センター内に、健康づくり推進事業助成券及び図書館利用者カードの機能を集中管理するための管理用サーバを設置するとともに、ながぬま温泉及びりふれ(健康づ

くり推進事業)並びに図書館(図書館利用者カード)の計3箇所にまおいネットを活用したカード読取装置を設置。利用環境設定システム独自利用領域に必要な情報を搭載するためのシステムや、オペレータ認証システム等各業務システムへログインするための認証を

図 - 1 長沼町高度情報化推進事業全体イメージ図

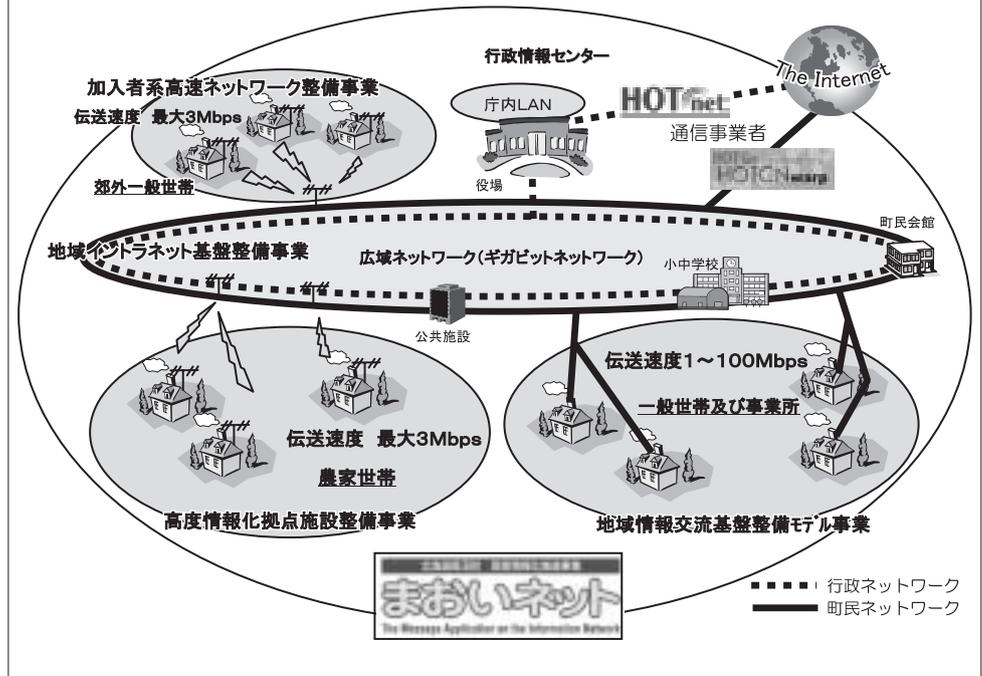
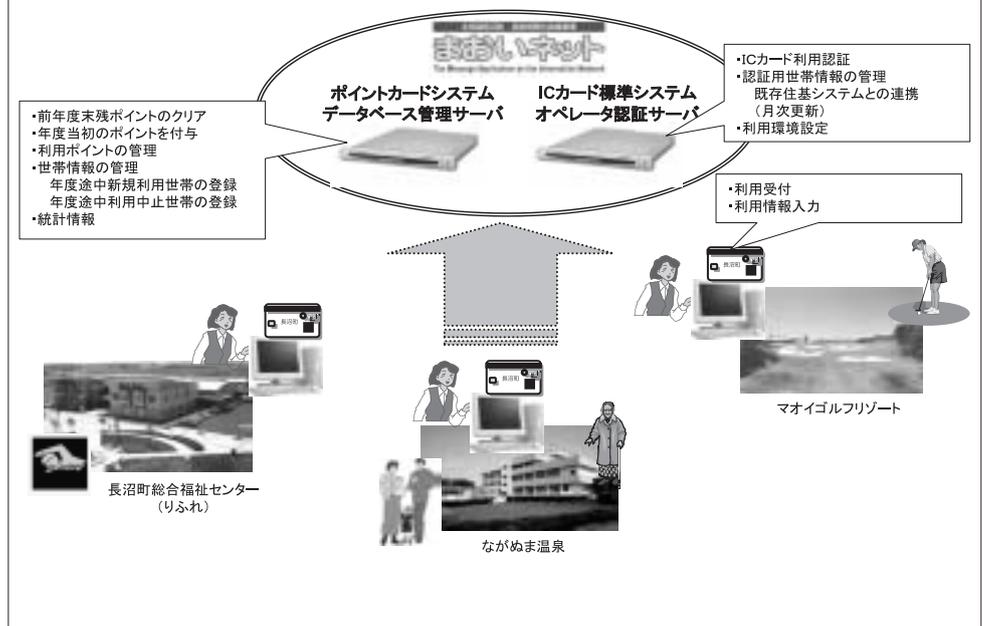


図 - 2 健康ポイントカードサービス システムイメージ



フォーラム

行うシステム、独自システム健康ポイントシステム、図書館サービスを構築して、住基ICカードサービスシステムの導入を図ることとしました。

実験は平成17年3月に終了し、4月から統合カードという新たな機能を搭載した住基カードの受け付けを開始したところです。【図・2】

平成17年度の取り組み

平成17年度では、他の市町村で導入している各種証明書等の自動交付機の導入について検討を行いました。その結果、自動交付率の高い市町村では費用に対して約2倍程度の効果を上げていることや、時間外や休日における証明書交付により住民及び行政にとって大きな効果が得られていること等を勘案し、(財)地方自治情報センターが実施する「ICカード標準システム実証実験事業」を活用して導入を図っていくことにしました。

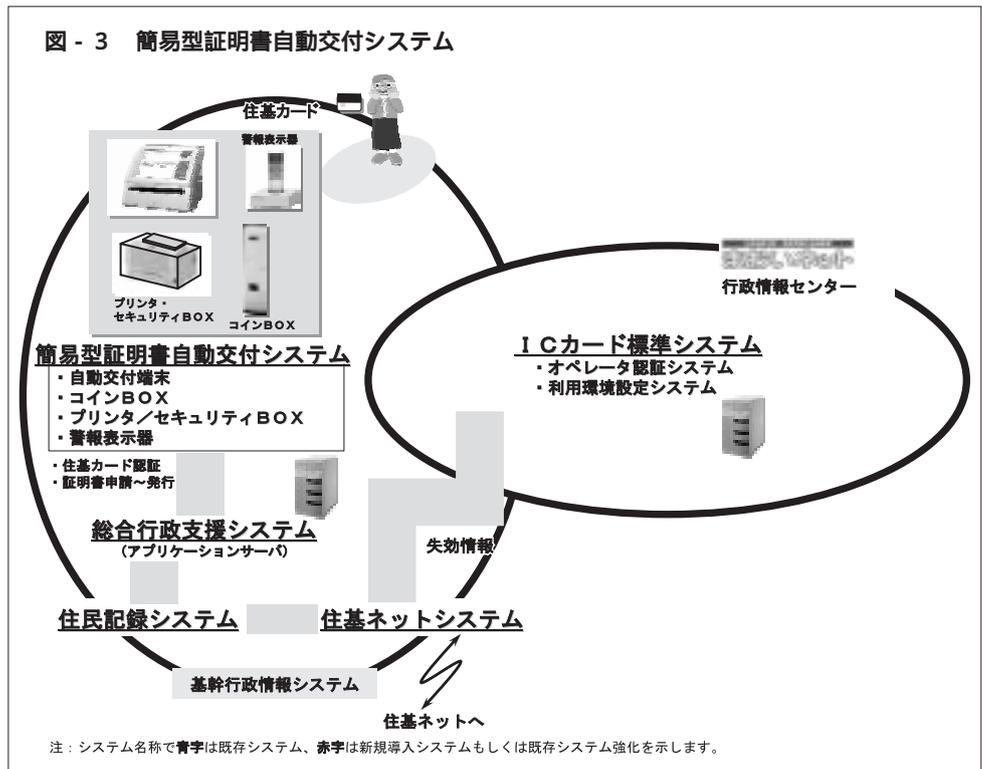
ただし当町では、現在市販されている大型の自動交付機を導入する意図はなく、平成18年度の実用化を見据えて現在NECが開発中の「簡易型自動交付機」を導入することとしました。「簡易型」とした背

景には、平成17年3月に、従来の証明書自動交付機の設置場所の選定や安全対策に関する規制が緩和されたことがあります。

実験のためのシステム構成としては、住基システムから住基等の情報を受け取る証明発行サーバを設置し、ここから住基データを簡易型自動交付機に送り込むこととし、簡易自動交付やカード管理、情報監視の各システムを構築することとしました。

簡易型自動交付機の構成イメージは、プリンタがセットされた自動交付機(イメージ的にはキヨスク端末に類似)と貨幣ボックス、警報表示装置の3点。自動交付機はタッチパネル画面で画面指示に従って操作が可能で、音声案内による分かりやすさを重視しています。プリンタは交付機に固定されており、用紙重送検知や証明書取り忘れ検知等の機能が付いています。貨幣ボックスは、コンビニにあるコピー機に備え付けられているものと同じで、千円紙幣、500円、100円、50円、10円硬貨に対応。警報表示装置は、用紙重送が発生した場合や、硬貨・紙幣が詰まった場合、証明書を取り忘れた場合などにランプが点灯する仕組みとなっており、職員による目視監視の補助として活用するこ

図 - 3 簡易型証明書自動交付システム



ととしていきます。

実験は動作確認を中心に行い、本年3月上旬に終了しました。

現在、町では、平成18年8月からの運用開始に向け、設置場所の検討を行っているところです。簡易型自動交付機はこれまでの交付機に比べると安価であるというメ

リットがある半面、有人監視の下

で活用する必要があるために設置場所が限定され、24時間、365日の運用は難しい状況です。本年4月に大幅な機構改革があり、役場内の組織体制が大きく変わるため、新しく改変された組織全体を見たらうで結論を出していきたい

フォーラム

住基カードの交付状況

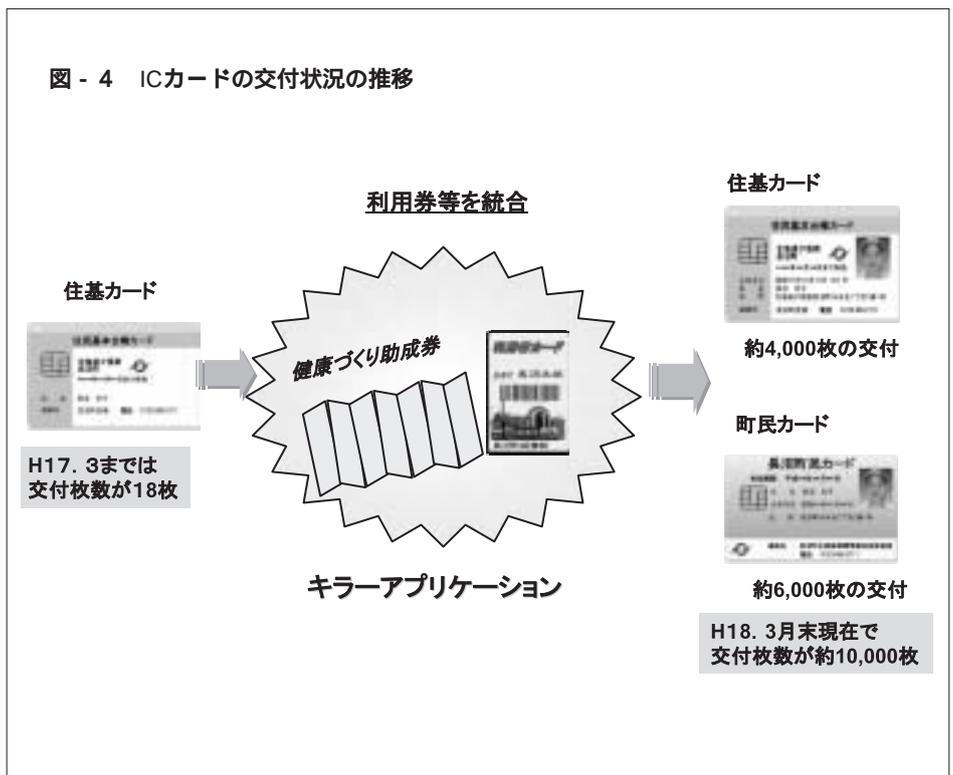
と考えています。【図・3】

当町における住基カードの交付枚数は、健康づくり推進事業助成券や図書館利用カード等を住基カードに統合したことにより申請者が急増、平成18年3月末現在で4、058件に上りました。人口に対する交付率では30%超と、全国的には高水準の交付率(全国第2位)となっております。

住基カードによる多目的利用を開始する経緯は平成16年度の取り組みにて説明しましたが、その進にあたり住基カードの交付を受けられない外国人の方や、住基カードに対する不信感をもっておられる方々の取扱いをどうするか、という問題がありました。

この問題解決のために制度構築したのが、長沼町民カードでした。これは機能的には住基カードと同じICカードで、町が実施する独自サービスを受けることができるというものです。住基カードとの違いは、住民票の広域交付ができないことや、公的個人認証サービスの格納媒体としての機能を持たないことなどがあります。2つのカードを用意することで、円滑な交付申請につながると

図 - 4 ICカードの交付状況の推移



考えました。実際、交付は平成17年6月17日から本格的に実施しましたが、特に混乱もなく、スムーズに行われました。【図・4】

これからの取り組み

今後は、これらのカードが、町民生活を豊かにするうえで欠かせ

ない情報化社会のパスポートとして利用されることを目標として、様々なサービスを展開して参りたいと思います。

具体的には、証明書等自動発行機(住民票・印鑑登録証明書)の開始や、国レベルで普及促進を図っている電子申請を効果的に活用していく方策を考えています。

特に電子申請については、申請等手続に係る手数料の支払いや交付文書の受け取りに関し電子的な手続方法が確立されていないことなど、まだ多くの課題が残されています。したがって、このままの状態で行っても従来の紙による申請がほとんどで、オンラインでの申請は全く普及しないのではないかと危惧しているところです。

そこで、より利便性の高いサービスの実現を目指すため、電子申請と同様、24時間365日の交付サービスの実施が可能となる電子ロツカーを導入して、電子申請を行いやすい環境を整えていきたいと考えております。

これらのサービスの充実を図り、町民はもとより、長沼町に訪れた方々へのPRも積極的に展開していくことで、本町の取組みを評価していただき、定住していただければ幸いと思えます。

今後とも、引き続き、住基カードを活用した住民サービスの向上に努めるとともに、町に対する申請や届出を、自宅やオフィスのパソコンからインターネット経由で行うことができる電子申請を早期に実施するなど、電子自治体の構築に向けた流れを加速していきたくと考えております。

(総務政策課主査 青野 直樹)

随 想

随

想

地球温暖化を憂う
小さな自治体の挑戦宮城県加美町長
星 明 朗

水の惑星、地球号は今、化石燃料の大量消費による地球温暖化という病に侵されている。

二酸化炭素やフロンガス等の放出により、オゾンホールが拡大し私たちは紫外線の危険にさらされ、気温の上昇にともない両極の棚氷が融解し、極海の塩分濃度が変化して深層海流の変異による赤道付近の気圧のバランスが崩れている。このことが世界各地で異常気象が多発する原因となっている。

本年四月につくば市で開催された日本気象学会で、気象庁気象大学の谷貝教授は「日本列島の夏は北日本は寒く西日本が暑い『北冷西暑』が顕著になっている。その原因に地球温暖化がある」と発表した。

私たちは二度のオイルショックを経験したにもかかわらず、依然として化石燃料を主体とする石油製品を浪費しつづけている。エネルギー自給率がわずかに四パーセントの我が国が、である。

五十年後百年後の孫やひ孫たちのため、国をあげ世界が一丸となって地球温暖化防止対策に本腰を入れて欲しいと訴えたい。

また残念ながら、一九九七年十二月の京都会議議定書に盛り込まれた数値目標も大量排出国のアメリカが脱退したため、達成不可能となった。我が国の達成もあやしいものとなりつつある。

まさに憂うべき現状である。そのような状況下で我が町では、温暖化防止対策とエコエネルギーの導入を目指して合併前の中新田町時代(平成十年度)と合併後の加美町として(平成十七年度)二度「地域新エネルギービジョン」を策定した。

二度とも『ヒートアイランド』の著者で有名な東北大学大学院環境学部の齋藤武雄教授を委員長とし、NEDOと東北通産局(現東北経済産業局)及び宮城県などの援助と協力をいただいた。

我が町は西部に奥羽山脈を頂く町

で風が強い町という概念があった。そこで、まず風力発電を考え風況調査を行ったところ、予想に反して意外と風が強くなき、平均三メートル(毎秒)程度という結果だった。当時(平成十一年頃)は、風速五メートル程度でなければ効率的でないということ、その時点では断念せざるを得なかった。

しかしその後、開発研究が我が国でも進み、現在ではコンパクトなシステムになり、三メートル程度でも可能となったようである。

その地域新エネルギービジョンには、多くの提言が盛り込まれた。

太陽光発電、太陽熱温水利用、冬場に多量に降る雪水熱利用、小水力マイクログ発電、農畜産バイオマスエネルギー、木質バイオマス、廃食用油バイオディーゼル燃料、一般廃棄物(生ゴミ等)利用、し尿、汚泥利用(メタン発酵)、エコクリーン自動車の導入等々である。

この提言を受け既に公共施設(学校、保育所)への太陽光発電(三ヶ所)、太陽熱温水システム一ヶ所、生ゴミ、し尿混入によるバイオ発電とコンポスト生産一施設、ハイブリッド自動車十二台導入などを行った。

また、木質バイオマス事業についても「木質バイオマス活用小型力発電実証調査事業」が終了し、今年から平成二十年の本格導入に向け準備段階に入る。

今後は職員による研究プロジェクトチームを組織し、「雪水利用」「風力発電の可能性」「廃食用油の利用」等を検討しながら、滋賀県愛東町の

例も研究し、「遊休地への菜の花栽培と油の生産・無農薬・有機)利用、廃油の再利用」など夢を膨らませつつある。第三のオイルショックの到来といわれる現在、小さな自治体から取り組む姿勢を示し住民にもアピールすることが大切と考え、本年度から町民向けに「太陽光発電施設設置助成制度」をスタートさせた。

一件二十万円を限度として、既に十件の申請が出され初年度としては出来すぎの感があるスタートと思われるが、これも町民の意識の現われと言えよう。

いまだこの自治体も行財政改革に取り組んでいる。基本にあるのは費用対効果であるが、その最たるものがこの地球環境に対する費用対効果であろう。現時点では費用の方が大きくなることもあるかも知れないが、拙速に効果を期待するのではなく、時間をかけ実効あるものにしていかなければならない。

また、国が政策として太陽光発電など省エネルギーの研究開発や製品への助成を行い、価格を下げることによって人々に利用しやすい環境を作ること大切である。

このまま地球環境が悪化をたどれば、どんな手立てをもってしても元に戻ることはできない。私たちの時代がその愚を犯してはならない。その岐路に立っているいまこそ、自治体が連携し、地球温暖化防止に取り組むべき時であろう。

小回りの利く小さな自治体はその役割を担っていると思うのである。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

幼保一元化法成立

就学前幼児の教育・保育を一体として捉え、幼稚園・保育所を一元化した「認定子ども園」を創設するための法律が6月9日、参議院本会議で可決・成立した。

認定子ども園は、0歳から就学前の児童すべてを対象とする。保育に欠ける子も欠けない子も受け入れる。すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供できるなどの機能を備える施設を都道府県が認定する。職員配置等の具体的な認定基準は、文科・厚労大臣が定める指針を参酌して都道府県が定めるとしている。

類型は、既存の幼稚園と保育所とが連携して行う「幼保連携型」幼稚園に保育所的機能を付加して行う「幼稚園型」、保育所に幼稚園機能を付加して行う「保育所型」、幼稚園機能と保育所機能を合わせた「地方裁量型」があり、これらの多様な類型を認定対象としていくとともに、幼保連携型施設の設置促進のための措置を講じるとしている。

また、利用希望者は認定子ども園に直接申し込み、契約は施設と直接行い、利用料も基本的に認定施設で決定する。

なお、認定候補となるような幼稚園と保育所が併設されているなどの既存施設は、全国に約1万1000カ所程度あるとされている。

改正容器包装リサイクル法成立

改正容器包装リサイクル法が6月9日の参議院本会議において可決・成立した。

容器包装廃棄物に係る効果的な3Rの推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携、を目的とする。

今回の改正では、町村等の地方団体が強く求めていた「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」が創設されることとなった。具体的には、市町村による分別収集の質とこれによる再商品化の合理化に着目し、実際の再商品化費用が想定していた再商品化費用を下回った部分のうち、市町村の寄与の程度を勘案して算定される額の資金が事業者から拠出される。市町村の寄与分をどの程度にするかは今後省令で定められるが、2分の1程度とすることが見込まれている。

この他に、市町村分別収集計画の公表の義務付けや容器包装廃棄物の国外への流出を防止するための規定整備などの措置が講じられた。

なお、今回の改正は平成19年4月に施行されるが、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設に係る改正規定は平成20年4月に施行される。また、改正後の容器包装リサイクル法については、施行後5年を目途に再度見直しを行うこととしている。

森林整備地域活動支援交付金制度検討会が中間報告 林野庁

林野庁は、本制度が06年度で終了することから、学識経験者等からなる検討会を設置し、07年度以降の対応につき検討を行っていたが、この程その結果を「中間とりまとめ」として公表した。

報告では、現行制度は地域活動、森林整備の促進に有効で、森林所有者等の森林整備等の関心も高まり、森林組合等が施業・経営の集約化に取り組む契機になっていると評価している。

また、7歳級以下の人工林は、森林施業が実施されなければ存続が危ぶまれるため、次期制度でも積算基礎森林とすべきとし、8・9歳級(35・45年生)の人工林については、環境配慮の要素を加味した交付要件の見直しが可能か検討すべきとしている。

19年度以降の新たな対応方向については、我が国の森林・林業の現状を踏まえると、交付金制度は継続すべき。適切な森林整備、望ましい林業構造を確立するため施業・経営の集約化の支援に重点を置くべき。施業・経営の集約化に取り組む者の意欲を高める仕組みなどに留意することが必要としている。

林野庁では、今後、本報告の内容や今秋改訂予定の森林・林業基本計画に沿い、次期制度のあり方について検討を進めるとしている。



夏の、めでタイ大当たり!

1等前後賞合わせて

サマージャンボ3億円

1等2億円 前後賞各5千万円 2等1億円

2006年市町村振興宝くじ **7/13 (木) 発売** 発売期間: 7/13 (木) ~ 8/1 (火)
抽せん日: 8/11 (金)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財)全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議長会/全国町村議会議長会